

Pick Up 03 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとった時や、病気やケガなどいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することが義務付けられています。国民年金の被保険者は3種類に分けられています。

- 【第1号被保険者】学生・自営業者・無職など
- 【第2号被保険者】会社員・公務員など
- 【第3号被保険者】第2号被保険者に扶養されている配偶者



☎ 国保年金課 ☎ 435-1055
和歌山東年金事務所 ☎ 474-1841

※令和4年度の保険料は月額16,590円です。学生や経済的に納付困難な方は、納付が猶予または免除される制度があります。年金の窓口までご相談ください。

保険料は、前納がお得です！

保険料を早めに納めること（前納）により、保険料が割引になります。また、口座振替で前納すると割引額がアップします。



Pick Up 01 2月から受付が始まります 令和5年度市民税・県民税の申告

☎ 市民税課 ☎ 435-1036

令和5年度市民税・県民税の申告受付が、市役所本庁舎と各支所で2月から始まります。

今年は、各支所での出張受付を例年より早く実施します。日程については右表をご確認ください。

また、新型コロナウイルス感染予防および混雑回避のため、郵送で申告ができる方は、**郵送での申告書提出**にご協力ください。

申告受付の場所・日程

市役所本庁舎での受付（2階④番窓口）

●申告受付期間／2月16日（困）～3月15日（困）

各支所での出張受付

●時間／【午前】9時30分～12時、【午後】13時～16時

| 支所 | 受付日 | 午前 | 午後 | 支所 | 受付日 | 午前 | 午後 |
|-----|--------|----|----|-----|---------|----|----|
| 加太 | 2/6（困） | ○ | — | 和佐 | 2/9（困） | ○ | ○ |
| 直川 | 2/6（困） | ○ | — | 西和佐 | 2/10（困） | ○ | — |
| 山口 | 2/7（困） | ○ | — | 安原 | 2/10（困） | ○ | ○ |
| 東山東 | 2/7（困） | ○ | — | 川永 | 2/13（困） | ○ | ○ |
| 西山東 | 2/8（困） | ○ | ○ | 小倉 | 2/14（困） | ○ | ○ |
| 紀伊 | 2/8（困） | ○ | ○ | 岡崎 | 2/14（困） | ○ | ○ |
| 西脇 | 2/9（困） | ○ | ○ | 有功 | 2/15（困） | ○ | ○ |

令和5年度から適用される市・県民税の主な税制改正

■住宅ローン控除の延長

住宅ローン控除の適用期間が延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方が対象となりました。

この改正に伴い、令和5年度以降の市民税・県民税では、令和4年以降に入居した方は、住宅ローン控除の限度額が136,500円から97,500円に引き下げられ、所得税の課税総所得金額等の額の7%となっている部分が5%に引き下げられます。なお、控除期間は最大で13年となります。

■未成年の非課税判定年齢引き下げ

民法の成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から、1月1日時点で18歳・19歳の方は、市民税・県民税が課税されるかどうかの判定において未成年者にあたらぬこととなりました。

| | ア | イ | ウ |
|--------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 入居した年月 | 平成21年1月～平成26年3月 | 平成26年4月～令和3年12月 | 令和4年1月～令和7年12月 |
| 控除限度額 | A×5% (最高97,500円) | A×7% (最高136,500円) | A×5% (最高97,500円) |

※表中のAは、所得税の課税総所得金額等です。

- ①消費税率8%または10%が適用される住宅取引が対象で、それ以外は②と同じ5%（最高97,500円）となります。
- ②令和4年中に入居した方のうち、一定の条件を満たした契約であれば①と同じ7%（最高136,500円）となります。また、令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合に限り適用されます。

| 年度 | 令和4年度まで | 令和5年度から |
|-----------|--------------------|--------------------|
| 非課税適用要件 | 20歳未満かつ合計所得135万円以下 | 18歳未満かつ合計所得135万円以下 |
| 対象の方の生年月日 | 平成14年1月3日以降生まれ | 平成17年1月3日以降生まれ |

Pick Up 04 原付・軽自動車等を所有しなくなった方 廃車手続きなどの申告は忘れずに

●軽自動車税（種別割）は4月1日時点の所有者に課税されます

廃車や譲渡、盗難などで現在所有していない場合は、3月31日（困）までに必ず以下の場所で異動（廃車・名義変更）の申告をしてください。

| 軽自動車の種類 | 手続場所・問合せ先 |
|---|--|
| 原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車 | 市民税課（市役所2階） ☎ 435-1035 |
| 軽二輪（125cc超～250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超） | 和歌山運輸支局 ☎ 050-5540-2065（音声案内） |
| 軽自動車（三輪・四輪） | 軽自動車検査協会和歌山事務所 ☎ 050-3816-1846 （コールセンター） |



ご注意ください！

- ▶異動の手続きがなければ、令和5年度も税金を納めていただくことになります。
- ▶すでに転売や下取りに出した場合でも、手続きを済ませていないと課税されます。
- ▶年度途中で廃車しても、税金の還付はありません。
- ▶3月は混雑します。手続きはお早めに。

Pick Up 05 固定資産税（償却資産）の申告は1月31日までに

●申告期限／1月31日（困）（必着）

●対象／本市に償却資産（土地・家屋以外の事業に使用できる資産。機械・装置・備品等）を所有する事業者

※毎年1月1日現在で所有するものを申告することが法律で定められています。

※課税標準の特例については市HP（ID：1001454）に掲載しています。

●申告／郵送または資産税課窓口で。エルタックス（地方税ポータルシステム）も利用可。

●申告・問合せ先／資産税課（市役所2階）☎ 435-1037

Pick Up 06 納税通知書を点字でお届けします

視覚障害のある方に、納税通知書の内容を点字でお知らせします。封筒にも通知書が入っていることを示す点字シールを貼付します。

希望される方は、電話で下記の各課へ直接お申し込みください。

- 申込／3月31日（困）までに電話で
 - 申込・問合せ先／
【個人市・県民税】市民税課☎ 435-1036
【固定資産税】資産税課☎ 435-1037
- ※以前に申し込んだ方は、申込不要です。



Pick Up 02 令和4年分 確定申告に関する税務署からのお知らせ

☎ 和歌山税務署 ☎ 424-2131

所得税の確定申告書は、国税庁HP「確定申告書作成コーナー」で簡単に計算間違いなく作成できます。

また、e-Tax（電子申告）は、「簡単・便利」で「安心・安全」な申告方法です。ぜひご利用ください。

詳細は国税局HP（「作成コーナー」で検索）でご確認ください。



確定申告書を e-Tax で送信する主なメリット

- ▶混雑した確定申告会場に行く必要がない！（感染リスク回避）
- ▶添付書類の提出を省略できる！（一部提出が必要な場合あり）
- ▶確定申告期は、24時間いつでもHPから送信できる！
- ▶還付金がある場合、書面提出より早く受け取れる！（3週間程度で還付）